

令和 3 年

第 9 回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和3年 第9回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和3年9月10日（金曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

19名中19名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

*新型コロナ感染防止対策のため出席を求めています。

5 議事

- ・報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第29号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第31号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 19 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 9 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。農繁期のお忙しい中総会に出席ありがとうございます。今回も、新型コロナ防止対策として農地利用最適化推進委員の出席をご遠慮願って総会を開催しております。また、先月の農地パトロールについては、ご協力ありがとうございました。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 13 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 4 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 8 件、第 4 条によるもの 2 件、第 5 条によるもの 5 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 5 件、利用権の設定 27 件、使用貸借権の設定 2 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 6 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、9 番委員、10 番委員へお願い致します。それでは最初に、報告第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 10 号の 4 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 4 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 10 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 10 号を終わります。続きまして、議案第 29 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 8 件、4 条 2 件、5 条 5 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 29 号農地法第 3 条による許可申請の 8 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 8 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

13 番委員 順位 2 番の案件ですが、譲渡人と譲受人は、子供さんが親に贈与するのです

か。

事務局 この贈与については、事務局で再度確認しておりまして、子供さんが親に贈与で間違いありませんでした。

13番委員 わかりました。

議長 他に、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条8件は決定します。

つづきまして、第4条2件、第5条5件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第29号農地法第4条による、転用許可申請の2件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から2番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の5件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から5番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 4条については、事務局より説明願います。

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から北へ、約3.1kmのところになります。申請面積は2,596㎡で、田を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、JR宮地駅から南東へ、約1.3kmのところになります。申請面積は351㎡で、農地を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、現地においては、40年を越す杉山となっており、始末書が添付されております。

議長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた15番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

15番農業委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及

び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。それでは、

- 5条順位1番を説明します。

申請地は、内牧支所から南西へ約920mのところでは、申請面積は269㎡の敷地に、駐車場を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地となります。
- 5条順位2番を説明します。

申請地は、JRいこいの村駅から南西に約430mのところになります。申請面積1442㎡の敷地に、生鮮野菜のパック詰め出荷販売をする事務所兼作業業所（建築面積141.06㎡）を建設するものです。農地区分は、JRいこいの村駅から500m以内の第2種農地となります。
- 5条順位3番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から南東に約200mのところになります。申請面積495㎡の敷地に、個人住宅（建築面積84.29㎡）を計画するものです。農地区分は、JR赤水駅から300m以内の第3種農地となり原則転用は可能となります。
- 5条順位4番を説明します。

申請地は、JR市ノ川駅から東へ、約450mのところになります。申請面積916㎡の敷地に、個人住宅と通路（建築面積92.06㎡及び通路面積285㎡）を計画するものです。農地区分は、JR市ノ川駅から500m以内の第2種農地となります。
- 5条順位5番を説明します。

申請地は、JR波野駅から西へ、約3.2kmの国道57号沿線になります。申請面積は1,782㎡で、太陽光パネル枚189枚、出力102.06KWの太陽光発電設備を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

4番委員 4条の植林について、本人が植林をするのはやむを得ないが隣接地が影をうつことになると思うが、隣接者の同意は必要ないのか。

事務局 隣接者の同意は必要としていません。但し、周辺の営農に支障がないように申請の時に説明は行っています。

4 番委員 同意の義務はないかもしれませんが、今後このような案件が増えると思うのですが、隣接の同意が必要でないのは、隣接者の今後の営農上大変になるので、なんとかならないでしょうか。

事務局 4 番委員の提案を踏まえて、県農業会議や熊本県に問い合わせたてて次回の総会で報告させていただきます。

4 番委員 よろしくお願ひします。

議 長 他に、何か質問はありませんか。
(質問、意見なし)

1 6 番委員 順位 4 番の案件について質問します。個人住宅の申請面積が 5 0 0 m²を超えていますが農家住宅ですか。

事務局 この案件につきましては、一般の個人住宅であります。申請地北側が水路でのり面があり、住宅を建てる平地部分が 5 0 0 m²程度となっております。

1 6 番委員 わかりました。

議 長 他に、何か質問はありませんか。
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。4 条、5 条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願ひします。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法 4 条 2 件、5 条 6 件は決定します。
これで議案第 2 9 号 3 条、4 条、5 条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第 3 0 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願ひします。

事務局 議案第 3 0 号所有権移転の 4 件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位 1 番から 4 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第 3 0 号の所有権移転について何か質問はありませんか。
(質問、意見なし)

1 2 番委員 順位 3 番について、譲受人が市外の方ですが問題はありませんか。

事務局 市外の方であっても、耕作が出来ると判断できれば許可の判断となります。

1 2 番委員 わかりました。

議 長 他に、何か質問はありませんか。
(質問、意見なし)

1 3 番委員 順位 4 番の案件ですが、単価が安いのは、圃場整備外だからだと思うのですが。面積的には広いと思いますがいかがですか。

事務局 単価については、売買関係者の合意にもとづくものとなっております。面

積については、熊本県農業公社が買い入れ後、合筆を行っており議案の面積となっております。

13番委員 わかりました。

議長 他に、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので所有権移転4件は決定します。

議長 次に議案30号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第30号2番の利用権設定の27件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位27番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第30号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので利用権設定51件は決定します。

議長 次に議案30号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第30号3番の使用貸借権設定の2件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位2番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第30号の使用貸借権について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので使用貸借権設定の2件は決定します。

これで議案第30号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第31号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から6番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の1番委

員と19番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の12番委員と18番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の6番委員と16番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の6番委員と16番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員10番委員と12番委員にお願いしたいと思います。

順位6番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員4番委員と10番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案31号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案31号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第9回総会を閉会いたします。